

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 設計・建設モニタリング業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 設計・建設モニタリング業務

(2) 業務の目的

本業務は、今治市が実施するネウボラ拠点施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係るモニタリングに対し、専門的な視点から各種の支援を行うものであり、DBO事業者が実施する施設整備業務のうち、設計業務（解体設計、基本設計及び実施設計を指す。）及び建設等業務（解体・建設工事及び工事監理を指す。）が適切かつ確実に実施されているかを確認することで、事業の完全履行と公共性を確保するとともに、円滑な事業の推進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 設計・建設モニタリング業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和12年6月30日まで

(5) 本業務の前提条件および免責事項

ア 本業務は、本事業の施設整備に係る工事請負契約の成立を前提として実施するものである。

イ 現在、本事業の工事請負契約は未締結であり、今後締結予定の当該契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく市議会の議決を要し、令和8年12月今治市定例市議会において上程を予定している。

ウ 万一、市議会において本事業の工事請負契約に関する議案が否決される等、当該工事の契約が成立しなかった場合、本プロポーザルにおける事業者選定の結果は無効とし、本業務の契約は締結しないものとする（すでに契約締結済みの場合は契約を解除する）。

エ 前項の場合において、本プロポーザルへの参加に要した費用や、契約不成立・解除により提案者（優先交渉権者を含む）に生じた損害等について、今治市は一切の負担および賠償の責を負わないものとする。提案者は、この条件を十分に理解し、承諾したうえで本公募に参加するものとする。

2 見積限度額

30,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

令和8年度支払上限額：9,240,000円

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 公募型プロポーザル方式の実施趣旨

本業務は価格要素のみをもって評価するのではなく、業務実施方針、業務提案の内容、配置予定技術者の実績・経験等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により、本業務を委託する事業者を募集する。

5 業務実施に係る参考スケジュール等

本事業に係るスケジュール（予定）は以下のとおり。

内容		期間
設計業務	基本設計	令和9年1月～令和9年5月
	実施設計	令和9年6月～令和9年12月
建設等業務	既存施設解体	令和9年7月～令和10年6月
	新施設建設	令和10年7月～令和12年3月

6 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

また、当該業務のために構成した共同事業体（以下、「JV」という。）で参加する場合は、以下の（１）～（６）の要件をすべての構成員が、（７）及び（８）の要件は構成員のうち、いずれか１者が満たしていること。なお、１者またはJVとして複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さないこととする。

- （１） 今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- （２） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者
- （３） 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- （４） 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- （５） 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者
- （６） 次のいずれかに該当しない者であること。
 - ア 本事業の請負事業者
 - イ 上記アの請負事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号及び第４号に掲げる親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
 - ウ 上記アの請負事業者について、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者
- （７） 令和３年度以降において国・地方自治体又はその他の公共団体が発注するPPP/PFI事業における設計・建設モニタリング業務委託、または、アドバイザー業務委託の実績（実施中のものも含む。）を有する者
- （８） 建築士法第２条に規定する一級建築士の資格を有する者を配置すること。

7 担当部署

今治市役所

こども未来部こども未来政策局ネウボラ拠点施設整備課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目４番地１

TEL：0898-36-1562

FAX：0898-34-1145

E-MAIL : neuseibi@imabari-city.jp

8 スケジュール

公告	令和 8 年10月 2 日(金)
参加表明受付締切	令和 8 年10月15日(木)
質問受付締切	令和 8 年10月15日(木)
質問回答	令和 8 年10月21日(水)
企画提案書等受付締切	令和 8 年11月 2 日(月)
第 1 次審査(書類審査)	令和 8 年11月 9 日(月)
第 2 次審査(最終審査)	令和 8 年11月19日(木) 予定
結果通知	令和 8 年11月25日(水) 予定
契約締結	令和 9 年 1 月 4 日(月) 予定
業務開始	令和 9 年 1 月 4 日(月) 予定

9 評価項目及び評価基準

別紙「評価項目及び評価基準」のとおり

10 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和 8 年10月 2 日 (金) から 令和 8 年10月15日 (木) 午後 5 時15分まで

(2) 配布方法

以下のホームページからのダウンロードに限る。

今治市 ネウボラ拠点施設整備課 (ホームページ)

<https://www.city.imabari.ehime.jp/neuseibi/proposal/02/>

11 参加表明

(1) 提出期間

令和 8 年10月 2 日 (金) から 令和 8 年10月15日 (木) 午後 5 時15分まで (必着)

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

(2) 提出場所

前記 7 「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書 (様式第 1 号)

イ 会社概要 (様式第 2 号)

※JVの場合は、構成員が分かる協定書 (写し) を添付すること。

ウ 実績調書 (様式第 3 号)

※記入した実績の契約書 (写し) を添付すること。

エ 業務実施体制調書 (様式第 4 号)

※保有資格を証明する書類 (写し) を添付すること。

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。以下同じ。）により提出するものとする。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記 6 「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により 令和 8 年 10 月 16 日（金）までに電子メールにより通知する。

12 説明会

説明会は開催しない。

13 質問及び回答

(1) 質問

ア 提出期間

令和 8 年 10 月 2 日（金）から 令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 5 時 15 分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 提出場所

前記 7 「担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に、質問票（様式第 5 号）を電子メールにより提出すること。

なお、口頭又は電話による質問は受付しない。

(2) 回答

令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 5 時 15 分までに、前記 10 のホームページにおいて質問及び回答を公表する。

14 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 10 月 26 日（月）から 令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 提出場所

前記 7 「担当部署」

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第 6 号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第 7 号）

※参考見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額（税込額）で記載すること。

エ 参考見積明細書（任意様式）

※年度ごとの見積金額を記載すること。

オ 手持ち業務量調書（様式第 8-1、8-2 号）

(4) 企画提案書作成要領

ア 企画提案書は A 4 版で作成し、表紙、目次等を除いた実質的なページ数を片面 10 ページ以内にまとめること。

イ 仕様書に沿って企画提案を作成すること。

- ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。
- エ 本業務の工程計画（案）を必ず作成すること。
- オ 仕様書に示す市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案に努めること。

(5) 提出部数

- ア 正本1部
- イ 副本7部

(6) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出すること。

(7) 留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではないこと。

イ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (イ) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

ウ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければならない。

エ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとする。

15 参加辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第9号）を前記7「担当部署」に持参又は郵送にて提出すること。

16 選定方法

選定は、今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 設計・建設モニタリング業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）が行い、前記9「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定する。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など、市が適当と判断したときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）による選定を実施することがある。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記9「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付ける。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、参考見積金額が低い方の参加者を上

位とする。

- (3) 参加者が1者の場合は、委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定する。
- (4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとする。

17 選定結果

(1) 第1次審査

選定結果を書面により第1次審査の参加者全員に通知する。なお、選定された参加者のみ、プレゼンテーション等の実施方法等の詳細について、電子メールにより通知する。

(2) 第2次審査

選定結果を書面により第2次審査の参加者全員に通知する。

18 契約締結事務

プロポーザルは、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定することから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、市との協議に基づいて実施することとするので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行うことを予定している。当該協議が成立した場合には、当該協議内容について当該業務の担当検査員の審査を受けた後に契約を締結するものとする。

(1) 仕様等の確定について

事業担当課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではなく、協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができるものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とする。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(3) 契約保証金について

契約保証金については、契約金額の10分の1に相当する額以上を契約締結前に納付すること。ただし、契約候補者が今治市契約規則第61条各号のいずれかに該当する場合は当該条項により免除する。

19 提出書類の取扱い

- (1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとする。

20 情報公開

- (1) 市は提出された企画提案書等について、今治市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (2) 次に掲げる事項について、市ホームページ等において公表する。
 - ア 業務名
 - イ 契約期間

- ウ 選定した契約候補者の名称
- エ 契約金額
- オ 選定の経緯及び結果
- カ 担当課の名称

21 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

22 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

23 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成すること。
- (3) 当該業務に直接関係する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (4) 委員会の委員が関係する事業者は参加できない。
- (5) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、後任者が同等以上の能力及び経験を有する業務担当者であることについて、市の上承を得なければならない。